

大阪弁護士会（大阪弁護士会館）

年末・年始の業務に関するご案内

年末・年始の大阪弁護士会の各種業務の体制は、次のとおりとなっておりますのでご案内いたします。

業務内容	年末・年始の休業期間
弁護士会館	12月28日(土)～1月5日(日) * 12月27日(金)は、午後5時で閉館となります。
法律相談	12月28日(土)～1月5日(日) * 12月27日(金)は、会館での午後・夜間相談は、実施しません。 また、その他の各センターにおいても、夜間相談は行いません。 ◆ 総合法律相談センターの会館、なんば、堺、岸和田、谷町、南河内の相談センターとも、年末年始は上記期間休業しておりますが、休業期間中もホームページ上で相談予約を受付けております (WEB 予約: https://soudan.osakaben.or.jp/yoyaku/index.php) ので、ご利用ください。 (☎ 06-6364-1248/休業期間中はつながりません)
市民窓口	12月28日(土)～1月5日(日) * 12月26日(木)は、午後2時予約分で終了します。 年始は、1月6日(月)午前10時予約分から実施します。 【予約受付時間】 平日(月～金) 午前9時～正午、午後0時45分～午後5時まで (☎ 06-6364-0257)
各種電話相談	12月27日(金)～1月5日(日)の間は、相談日にあたる場合でも電話相談は実施いたしません。 〔該当する電話相談〕 高齢者・障害者／公益通報者サポート／犯罪被害者／子ども何でも相談 外国人の人権／遺言・相続／空家／無戸籍／特殊詐欺被害／信託
レストラン (洋食レストランEN)	12月28日(土)～1月6日(月) * 12月27日(金)は、午後2時までの営業となります。
地下駐車場	12月27日(金)～1月5日(日)